

相続税50年ぶりの大改正 大增税時代到来 !!

基礎控除40%引き下げ・・・相続税の納税者が大幅に増えます。

『私は大丈夫！相続税はかからない。』そう思っていないですか？

<父の財産>

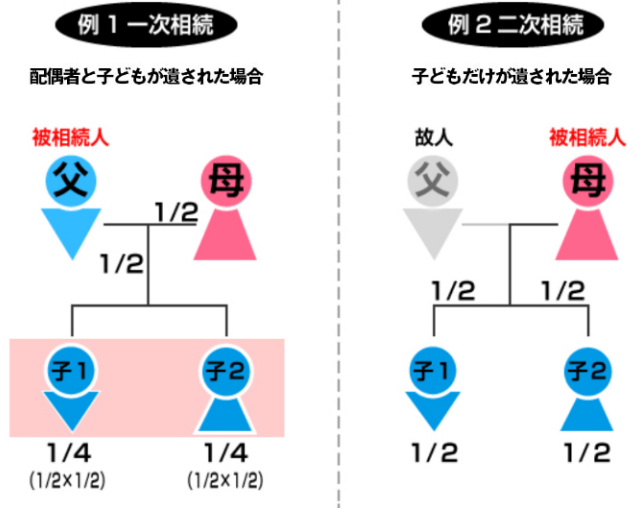
マイホーム 2,000万円
 (土地1,200万円 建物800万円)
 賃貸マンション 1,000万円
 預貯金 3,000万円
 有価証券 400万円
 マイカー 100万円
 生命保険金 3,000万円
 (非課税：法定相続人1人につき500万円)

<母の財産> ゼロで計算

一次相続では父の財産を全部母が相続すると仮定

※父母と子どもたちは別居

法定相続人と相続割合



例1 一次相続

	相続財産	生命保険金 非課税	基礎控除	課税遺産	配偶者の 税額軽減	1人当たり の税額	合計税額
平成26年まで	9,500 万円	1,500 万円	8,000 万円	0 万円		0 万円	0 万円
平成27年以降	9,500 万円	1,500 万円	4,800 万円	3,200 万円	3,200 万円	0 万円	0 万円

適用は期限内の分割・申告が要件です。

例2 二次相続

	相続財産	生命保険金 非課税	基礎控除	課税遺産	配偶者の 税額軽減	1人当たり の税額	合計税額
平成26年まで	9,500 万円	×	7,000 万円	2,500 万円	×	137.5 万円	275 万円
平成27年以降	9,500 万円	×	4,200 万円	5,300 万円	×	347.5 万円	695 万円

その差なんと420万円

節税対策をした家族の幸せ or しなかった家族の・・・

税理士法人コスモスにご相談ください。
 あなたとご家族に最適なお提案をいたします。